

平成30年度 第4回

八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 次第

日時 : 平成30年12月25日(火)
14時～

場所 : 502 会議室

1. 開 会

2. 議 題

第3期八王子市地域福祉計画における「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の開催について

3. 報 告

「第3次八王子市地域福祉推進計画」の進捗状況について
(八王子市社会福祉協議会)

4. 閉 会

□配布資料

資料1 「包括的な地域福祉ネットワーク会議」概要

資料2 八王子市第3期地域福祉計画における「包括的な地域福祉ネットワーク会議」について

資料3 「包括的な地域福祉ネットワーク会議」イメージ図

資料4 「第3次八王子市地域福祉推進計画」の進捗状況について

「包括的な地域福祉ネットワーク会議」概要

1. 会議の目的について

専門的な相談・支援機関（以下、「各機関」という。）及び地域福祉推進拠点が地域ネットワークの中で把握した困難な地域生活課題について、各機関が連携して対応方法を検討し、課題の解決を図るとともに、情報共有を推進し各機関間のネットワークを強化することを目的とする。

2. 会議の位置付け

第3期八王子市地域福祉計画に示す施策「地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化」の主な取組のひとつとして、同計画本冊 51 頁に掲載の会議である。

3. 会議が所掌する事項

- (1) 各機関による困難な地域生活課題の包括的な把握と、具体的解決策の検討
- (2) 地域生活課題に関連する、各機関間の情報共有

4. 会議の参加者

- (1) 会議は、別表に掲げる機関等の職員をもって構成する。
- (2) 会議には、議長を置き、会議開催毎に別表に掲げる各機関の職員のうち1名を充てるものとする。

5. 会議の開催回数

会議は、年2回の開催とする。

6. 事務局

会議の事務局は、八王子市福祉部福祉政策課とし、以下に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 会議開催前に、会議の参加者から、複雑な地域生活課題を収集する。また、収集した課題については、会議開催前に、会議の参加者へ周知する。
- (2) 前項に示す課題収集後、必要があると認める場合は、別表に掲げる者以外の者に、ネットワーク会議への出席を求める。
- (3) 会議の参加者へ、開催を通知するほか、資料・会場等の準備を行い、会議の円滑な進行を図る。
- (4) 会議の開催後、議事録を作成し、参加者へ配布する。また、個人情報に留意したうえで、ホームページ等にて議事録を公開する。

【別表】

各地域の代表	地域福祉推進拠点 八王子市社会福祉協議会支えあい推進課
専門的な相談・ 支援機関	高齢者あんしん相談センター 八王子市福祉部高齢者福祉課
	障害者地域生活支援拠点 八王子市福祉部障害者福祉課
	八王子市福祉部生活自立支援課
	成年後見・あんしんサポートセンター八王子 八王子市社会福祉協議会福祉総務課
	保健所 八王子市健康部保健対策課
	八王子市医療保険部大横保健福祉センター
	八王子市医療保険部東浅川保健福祉センター
	八王子市医療保険部南大沢保健福祉センター
	八王子市子ども家庭部子ども家庭支援センター
	八王子市学校教育部教育支援課（教育センター）
	男女共同参画センター 八王子市市民活動推進部男女共同参画課
	八王子市市民部消費生活センター
	居住支援協議会 八王子市まちなみ整備部住宅政策課

八王子市第3期地域福祉計画における「包括的な地域福祉ネットワーク会議」について

1. 会議について（資料3-1参照）

- ・専門的な相談・支援機関（第3期計画の本冊52頁イメージ図の下の○）によって構成される。
- ・会議は、市で1つ設置する。

2. 会議に関する検討事項

(1) 参加者

- ・実務者を中心とした構成とする。

計画本冊52pに示す専門的な支援・相談機関の実務者を中心に選任し、具体的な連携事例や、課題解決への方法を示すことができる、下表の参加者とする。

相談・支援機関等名称	想定出席者	所管課・担当
【地域福祉推進拠点】 地域の代表として、地域福祉課題を報告する。	各地域福祉推進拠点のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）	福祉部 福祉政策課 社会福祉協議会 支えあい推進課
高齢者あんしん相談センター	高齢者あんしん相談センターの代表 高齢者福祉課・相談担当主査	福祉部 高齢者福祉課
障害者地域生活支援拠点	障害者地域生活支援拠点の代表 障害者福祉課・援護担当主査	福祉部 障害者福祉課
生活自立支援課	企画・調整担当主査または支援担当主査	福祉部 生活自立支援課
成年後見・あんしんサポートセンター八王子	社協・成年後見担当主査 成年後見・あんしんサポートセンター運営委員会委員 [弁護士]	福祉部 福祉政策課 社会福祉協議会 福祉総務課
保健所	地域保健担当主査または相談員の代表 [保健師]	健康部 保健対策課
大横保健福祉センター	母子保健・成人・介護相談担当主査	医療保険部 大横保健福祉センター

東浅川保健福祉センター	母子保健・成人・介護相談 担当主査	医療保険部 東浅川保健福祉センター
南大沢保健福祉センター	母子保健・成人・介護相談 担当主査	医療保険部 南大沢保健福祉センター
子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター主査 (クリエイト子家セン)	子ども家庭部 子ども家庭支援センター
教育支援課 (教育センター)	総合教育相談室主査 [臨床 心理士]	学校教育部 教育支援課
男女共同参画センター	相談担当主査またはDV相談 支援センター相談員の代表	市民活動推進部 男女共同参画課
消費生活センター	相談担当主査または消費生活 相談員の代表	市民部 消費生活センター
居住支援協議会	居住支援協議会担当主査	まちなみ整備部 住宅政策課
【事務局】	担当・主査	福祉部 福祉政策課

○市職員が出席の場合、相談業務の取りまとめ担当主査とするか、相談により身近に接する相談員とするかは、各所管の意向を確認する。

○各機関は、複数機関が圏域を持って活動しているもの（包括、子家セン等）、複数機関あるが圏域を持っていないもの（障害拠点）、ひとつの機関で全市を範囲としているもの（消費生活センター等）がある。

会議の参加者としては、複数が活動している機関については、代表した1名に参加を依頼する。

○地域福祉推進拠点のCSWについては、地域の代表として課題を報告してもらうため、各拠点から参加する。

○各機関に加え、専門職である弁護士（成年後見・あんしんサポートセンター八王子運営委員会委員）に出席を依頼する予定。なお、医療関係専門職としては、保健対策課から保健師、教育支援課からは臨床心理士の参加を依頼する。

(2) 会議の役割について

- ・「情報共有や地域生活課題の把握・解決に向け、課題を包括的に受け止め、サービスを一体的に実施する方法」等について検討（計画本冊 51p）

- ・会議では、各機関が、それぞれの対応事例や他機関との連携事例等を持ち寄り、共有することで、地域で解決が困難な課題への対応方法を検討する。
- ・本会議で検討した内容について、各拠点及び各機関が地域に戻すことで、地域における課題解決能力を高める。

○課題は地域から上がってくるものを前提とし、事務局が会議の前に各地域福祉推進拠点及び各機関に対し照会し、次回の議題となる課題を収集する。収集した課題については、会議開催前に、事務局から参加者に周知する。

(資料 3 - 2 参照)

○各拠点では、会議で検討された地域福祉課題への対応方法等を、それぞれのCSWが参加または形成する地域のネットワークにおいて提示・実施する。

各拠点の地域ネットワークへの参加については、各所管がすでに実施しているネットワーク会議等がある場合は活用する。

○各機関においては、それぞれが関わる地域のネットワークにおいて、課題への対応方法を提示・実施する。

(資料 3 - 1 参照)

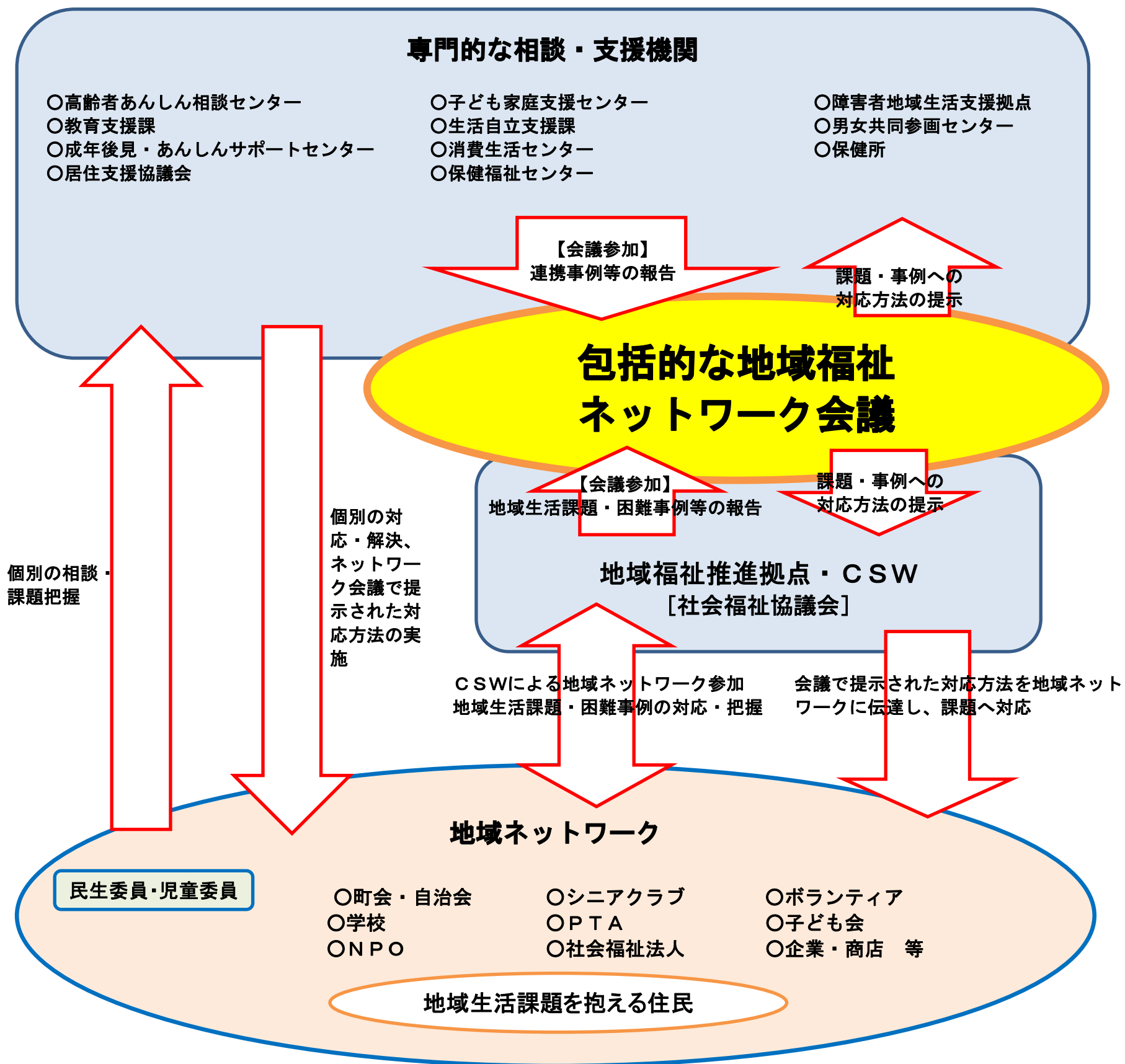
○会議の開催は、年 2 回とする。

○会議については、必要に応じて参加メンバーを追加する等、議論の内容によって、構成員を加えることも想定する。

○他所管が今後、同様のネットワーク会議等を新たに設置する場合は、本ネットワーク会議を合同で開催することで、会議運営の効率化を図ることも想定する。

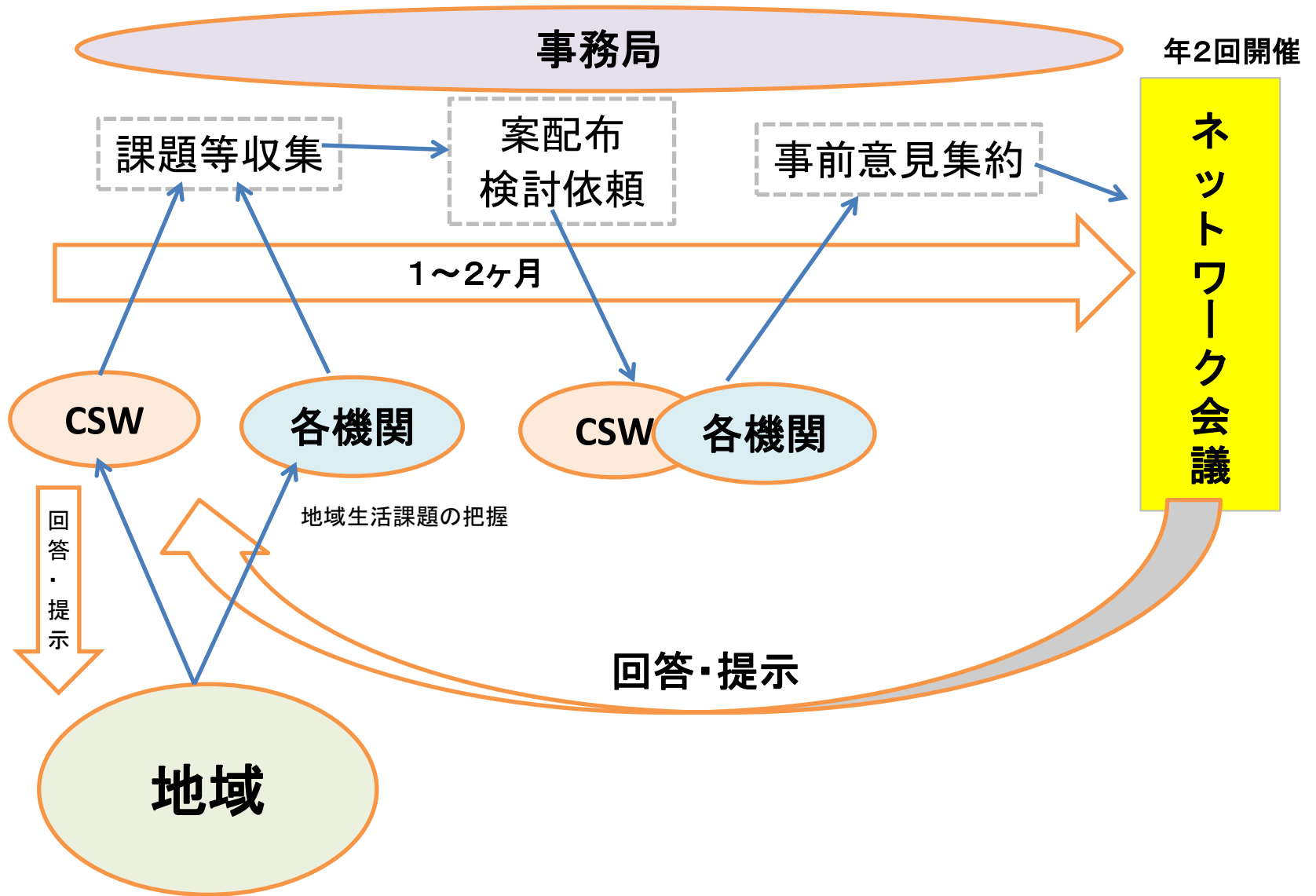
(3) 会議の公開について

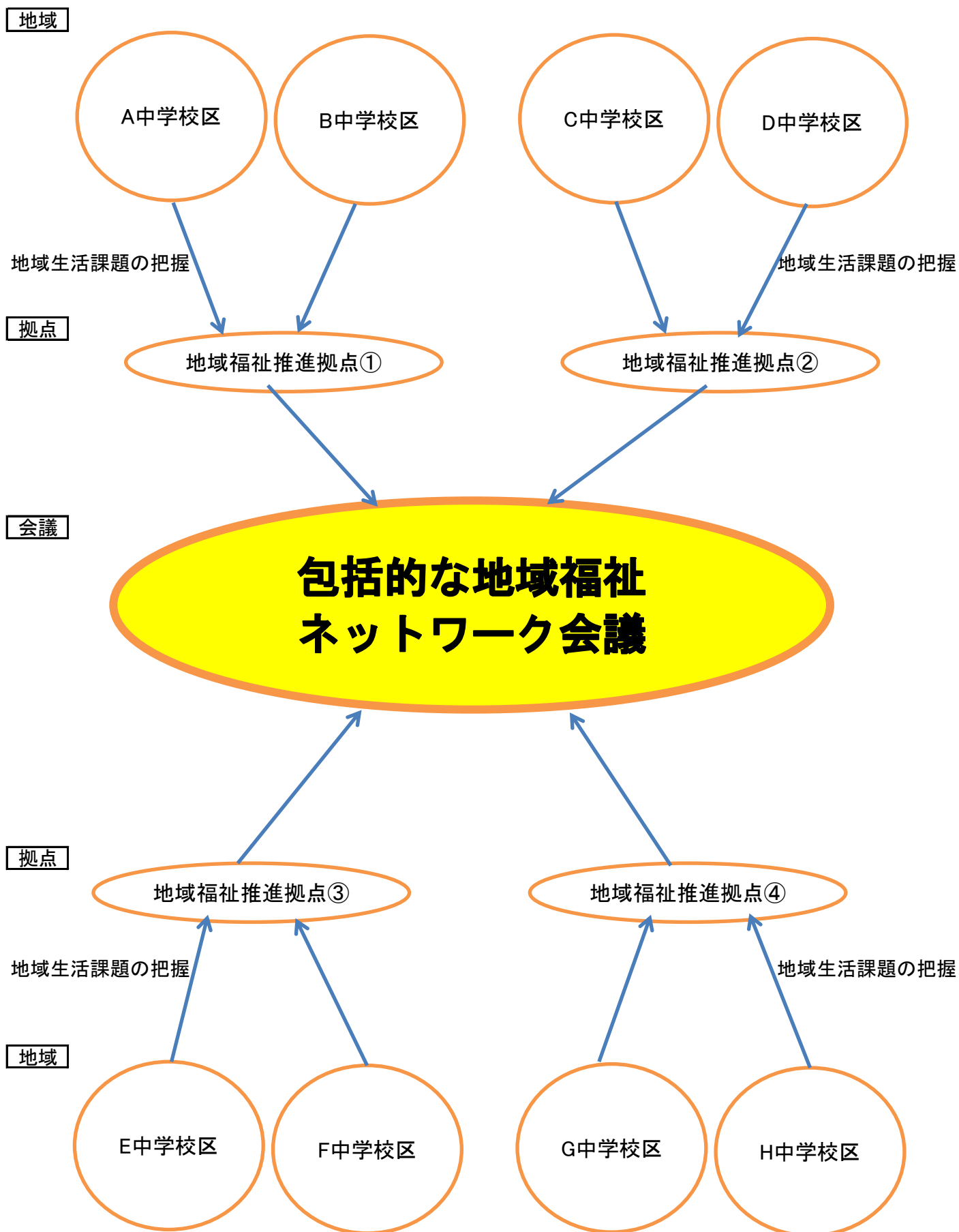
- ・個人情報に十分留意したうえで、会議録を市ホームページで公開する。



会議開催の流れ イメージ図

資料3-2





第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「地域福祉」は、住民が抱える悩みや困難を、生活の場である「地域」を基盤に公私協働のもと解決を図り、各々が地域で安心して暮らし、自立生活を営めることを目的とする活動です。

現在、全国で進められている「地域共生社会の実現」は、市内で取り組まれてきた地域福祉活動をさらに推し進めるものでありますが、これまで以上に多様な主体が関わり、つながりあいながら活動を展開していく必要があります。

本計画の基本理念を設定するにあたり、社会福祉協議会社協の活動原則である「住民主体」、さらに、社会潮流やこれまでの取組みの継続性を踏まえ、第1、2次計画で掲げた

あなたもわたしも主役
～ つながりあい、支えあうまち はちおうじ ～

を、引き続き「基本理念」とします。

地域社会の主役である市民住民の皆さんみなさん、事業者、各種団体・機関等がつながりあい支えあいながら、豊かに暮らすことができる地域社会をめざしていきましょう。

2 めざす地域の姿

『第3期八王子市地域福祉計画』では、「計画の目標とめざす姿」の項で、「住み慣れた地域で個人が尊重され、生き活きと暮らせるよう共に助けあえる地域づくりを進める」というこれまでの基本的な考え方を継承」するとしており、本計画でもこの考え方を共有して、「めざす地域の姿」を「市民力・地域力で支えあい一住民が、主体的に地域の課題を把握して、解決をめざすまち」とします。

また、その実現に向けた3つのテーマを「包括的な相談支援体制の構築」、「多様な『支えあい』のしくみづくり」、「市民力・地域力の向上」と設定します。

3 計画の展開（体系図）



第4章

地域福祉活動計画

第 1 節 基本方針と目標

第 3 章「計画の基本的な考え方」を踏まえ、地域福祉活動計画においては、「めざす姿」の実現に向け、基本方針と目標を設定し、それぞれに具体的な活動を展開していきます。

○基本方針 1

「地域の生活課題に関心を寄せ、その把握と解決に向けて活動しよう」

★目標 1 まちの未来について考えよう！
活動項目① 小地域における福祉活動計画の策定
★目標 2 なんでも、誰でも相談できる場をつくろう！
活動項目① 福祉なんでも相談窓口の開設
活動項目② 地域の声が集まり、伝わるしくみづくり

○基本方針 2

「学びや交流・参加をとおして共に育ちあい、つながりあい活動しよう」

★目標 1 気軽に・誰もが集える身近な居場所をつくらう！
活動項目① サロン活動、子ども食堂の拡充、学習支援・世代交流の場づくり
活動項目② ひきこもり家族会等との連携による居場所づくり
★目標 2 地域で支えあいのしくみをつくろう・参加しよう！
活動項目① 住民主体の小地域福祉活動の拡充
活動項目② 災害に備えた支えあい、見守り活動の拡充
活動項目③ ういずサービスの利用促進と協力会員の拡充
活動項目④ 成年後見制度の利用促進
★目標 3 共に学び、育ちあう場をつくろう！
活動項目① 福祉教育 - 体験学習の充実
活動項目② 地域福祉推進拠点圏域での学びの場の創出
活動項目③ 地域福祉推進拠点での趣味・特技をいかした活躍の場の創出

第2節 活動の展開

○基本方針1

地域の生活課題に関心を寄せ、その把握と解決に向けて活動しよう！

【目標1】まちの未来について考えよう！

活動項目① 小地域における福祉活動計画の策定

年度	2019年度 (平成31)	2020年度 (平成32)	2021～2024年度 (平成33-36)
内容	3つのモデル地域で試 行	・モデル地域における検証 ・手引書作成 ・試行3地域のモニタリング	他地域に展開

【目標2】なんでも、誰でも相談できる場をつくろう！

活動項目① 「福祉なんでも相談窓口」の開設

年度	現状	2019～2024年度 (平成31-36)
内容	平成30年度に施設長会、保育園 協会と実施方法について検討	順次実施

活動項目② 地域の声が集まり、伝わるしくみづくり

年度	現状	2019～2021年度 (平成31-33)	2022～2024年度 (平成34-36)
内容	6圏域での第2層協議体開催回数 14回	・地域福祉推進拠点圏域を単位に、情報交換会（ネットワーク会議）を開催します。 ※協議体等既存の会議体との合流、統合等調整おこないます。 ・地域だけでは解決できない課題を、市で新規に組織する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」につなぎ、途切れることなく対応する。	
	サロン団体交流会開催回数 20回		
	小地域福祉活動情報交換会 3回		
	地域ケア会議参加回数 40回		

○基本方針 2

学びや交流・参加をとおして共に育ちあい、つながりあい活動しよう！

【目標 1】気軽に・誰もが集える身近な居場所をつくろう

活動項目① (1) サロン活動、子ども食堂の拡充

年度	現状	2020 年度 (平成 32)	2024 年度 (平成 36)
内容	高齢者サロン数： 142 団体 (うち常設サロン団 体数：18 団体)	高 齢 者 サ ロ ン 数 180 団体	継続（次期高齢者計 画を反映）
	子育てサロン数： 11 団体	ニーズに応じて随時立ち上げ支援を行う。	
	子ども食堂数： 13 団体	15 団体	21 団体

(2) 学習支援・世代交流の場づくり

年度	現状	2021 年度 (平成 33)	2024 年度 (平成 36)
内容	1 団体	15 団体	37 団体

活動項目② ひきこもり家族会等との連携による居場所づくり

年度	現状	2019～20204 年度 (平成 31-36)
内容	1	引きこもり家族会の活動支援や機関・団体との連携のもと、実態把握、周知を図り、居場所づくりに取組む

【目標 2】地域で支えあいのしくみをつくろう・参加しよう

活動項目① 住民主体の小地域福祉活動の充実

年度	現状	2020 年度 (平成 32)	2022 年度 (平成 34)	2023～2024 年度 (平成 35-36)
内容	23	28	37	拡充

活動項目② 災害に備えた支えあい、見守り活動の拡充

年度	現状	2019 年度-2024 年度
内容	災害ボランティアリーダー登録者数 129 名	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアリーダー養成講座を実施 ・災害ボランティアリーダーの登録更新

活動項目③ ういずサービスの利用促進と協力会員の拡充

年度	現状	2020 年度 (平成 32)	2022 年度 (平成 34)	2023～2024 年度 (平成 35 36)
内容	協力会員数： 207 人	215 人	230 人	拡充
	活動件数： 9,732 件	10,000 件	10,700 件	

活動項目④ 成年後見制度の利用促進

年度	現状	2020 年度 (平成 32)	2022 年度 (平成 34)	2023 ~2024 年度 (平成 35-36)
内容	市民後見人候補者の登録者数：41 人	63 人	93 人	拡充
	成年後見制度に関する講座・学習会の開催回数：9 回（延 234 人）	11 回 (延 250 人)	13 回 (延 270 人)	
年度	2019 年度（平成 31）			
内容	法人後見の受任について八王子市と協議するとともに、他の推進機関で実施している法人後見事務についての調査研究をする。			

【目標 3】共に学び、育ちあう場をつくろう

活動項目① 福祉教育 体験学習の充実

年度	現状	2020 年度 (平成 32)	2022 年度 (平成 34)	2023 ~2024 年度 (平成 35-36)
内容	体験学習実施回数 178 件 (117 件) 延 14,304 人 (延 13,714 人) × ニュー ・車いす体験 ・高齢者疑似体験 ・点字体験 ・ブラインド体験 ・障がい当事者の講 話 ・手話体験	190 件 (130 件) 延 15,200 人 (延 15,000 人)	200 件 (140 件) 延人 16,000 人 (延 16,500 人)	拡充

※ () 内は、第 3 期八王子市地域福祉計画の数値

年度	2019 年度 (平成 31)	2020 年度 (平成 32)	2021 ~2024 年度 (平成 33-36)
内容	体験学習プログラムの 検討 ・学年別テーマ ・学習のねらい ・学習活動の内容 ・協力者(団体)	プログラムの作成・周知	実施

活動項目② 地域福祉推進拠点圏域での学びの場の創出

年度	2019 年度 (平成 31)	2020 ~2021 年度 (平成 32-36)
内容	拠点設置圏域で各 2 回ずつ	随時開催

活動項目③ 地域福祉推進拠点における趣味・特技を生かし活躍の場の創出

年度	現状	2020 年度 (平成 32)	2022 年度 (平成 34)	2023 ~2024 年度 (平成 35-36)
内容	29 回 (延 395 人)	35 回 (延 450 人)	40 回 (延 500 人)	拡充

第5章

社協発展強化計画

第1節 基本方針

第3章「計画の基本的な考え方」を踏まえ、第3次八王子市地域福祉活動計画の実現に向け、社協発展強化計画の基本方針を設定し、それぞれに具体的な取組み項目を展開していきます。

○基本方針1 「包括的な相談・支援体制の構築」

目標1 「地域福祉推進拠点」の拡充・運営

○基本方針2 「社協と地域と一緒に問題解決できる体制づくり」

目標1 事務局体制の強化

目標2 地域に貢献できる人材の育成

目標3 社会福祉法人のネットワークによる地域公益活動

目標4 健全な財務運営

第2節 活動の展開

○基本方針1

包括的な相談・支援体制の構築

目標1 「地域福祉推進拠点」の拡充・運営

年度	現状	2020年度 (平成32)	2022年度 (平成34)
内容	6か所	15か所	21か所

○基本方針2

社協と地域と一緒に問題解決できる体制づくり

目標1 事務局体制の強化

年度	現状	2019～2020年度 (平成31-32)
組織体制	機能別の組織体制	地区別の事業部制に向けた検討 事務局移転の検討

【事務局改編のねらい 社協における包括的な相談・支援体制の構築】

・コミュニティソーシャルワーカー（拠点）を中心に、個別課題の支援とそれらを取り巻く生活環境の改善をめざす地域支援を、統合的に、チームアプローチで臨むための体制整備現状の業務分担

目標2 地域に貢献できる人材の育成

(1) 人材育成の方針

「めざすべき職員像」「職員に求められる能力」に即した研修体系のしくみづくりに取り組みます。

研修体系については、職員に対して適切な時期に必要な研修機会を提供できるよう、人事制度との連携を見据えた体系の構築を実施します。

(2) めざすべき職員像

社協職員は次に掲げる職員像を目指します。

また、組織として人材育成に努めます。

地域の信頼 たゆまぬ挑戦 笑顔とともに

(3) 職員に求められる能力

- ①自己管理能力 ②コミュニケーション力と組織貢献力 ③高い倫理観と専門性
- ④コスト意識と経営感覚 ⑤課題発見・解決力

(4) 研修体系

- ①研修体系策定委員会（仮称）の設置
- ②自己評価シートの導入

	行動内容	2019年度	2020年度～2024年度
	研修体系策定委員会（仮称）の設置	研修体系策定委員会（仮称）の設置 具体的内容の検討・整備 実施	→
	自己評価シートの導入	検討・作成・実施	→

③集合研修委員会（現 研修委員会）の充実

	行動内容	2019年度	2020年度～2024年度
	内部集合研修の実施	集合研修委員会にて企画・実施	→

④自己啓発への支援

	行動内容	2019年度	2020年度～2024年度
	自己啓発への支援	自己啓発研修支援要綱に基づき支援 対象者への呼びかけ	→

目標3 社会福祉法人のネットワークによる地域公益活動

(1) 「福祉なんでも相談窓口」の開設

	行動内容	2019年度
	福祉なんでも相談窓口の開設	順次開設

財務

目標 4 健全な財務運営

	行動内容	2019年度	2020年度～	2024年度
	既存事業評価の実施	事業評価シートの検討・実施	→	

	行動内容	2019年度	2020年度	2021年度～2024年度
	中・長期的な財務計画の策定	事業評価	財務検討委員会の設置 財務計画の策定・実施	→

	行動内容	2019年度	2024年度	
	会員の加入促進	14,506,000円 平成29年度実績	→	15,500,000円 平成26年度実績水準

	行動内容	2019年度～	2024年度
	チャリティー自販機の設置	→	